

教 職 第 1 4 0 0 号
平成22年 2月 9日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各 県 立 学 校 長
各 課 所・館 長
総務部総務事務センター所長

} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

住居手当認定事務の取扱いの一部変更について（通知）

住居手当の認定について、学校職員の住居手当に関する規則の一部改正に伴い、自宅に係る住居手当に関する規定（「世帯主」に関する規定を含む。）が廃止されたことから、取扱いの一部を下記のとおり変更しますので、平成22年4月1日以降の認定についてはこれによってください。

なお、これに伴う規則、通知等の改正はありません。

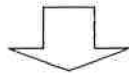
記

住居手当

借家・借間を配偶者等と共同借り受けしている場合の「その生計を主として支えている職員」の考え方について

（変更前）

自宅に係る「世帯主決定」と同様に判断する。



（変更後）

共同して借り受けている者のうちで最も収入の多い者とする。

ただし、次のいずれかの場合は、届出に係る職員とすることができる。

ア 共同して借り受けている者がすべて埼玉県費支弁の職員である場合

イ 「職員」の収入が、共同して借り受けている者のうちで最も収入の多い者の収入に90/100を乗じて得た額以上である場合

教職員課 制度・指導担当